

最新判決情報

2016年

[6月分]

○抗菌ジェット／抗菌ジェッタ事件

大阪地裁 H28.6.13 H27(ワ)6271 商標権侵害行為差止等請求事件(高松宏之判長)

第5類「抗菌剤(工業用のもの及び洗濯用のものを除く。)」を指定商品とする登録商標「抗菌ジェット」(右上)の権利者である原告が、商品「消臭・抗菌剤」について商標「FBK／抗菌ジェッタ」(右下)及び「抗菌ジェッタ」を使用する被告に対して、その使用差止めと損害賠償を求めた事案である。



結論として、判決は両商標の要部を「ジェット」、「ジェッタ」の部分と認定し、両者を比較した。そして両者の称呼は末尾が「ト」と「タ」とで同じタ行の音が1音異なるのみであるが、ともに3音構成という(短い)構成において相違点の占める比重は大きく、軽視することはできない。

また「ジェット」には「噴出」の意味があり、その結果「スプレータイプの商品」という聞きなれた観念を有する一方、被告商標の「ジェッタ」は特定の観念を有しない耳慣れない語であるので、観念においても大きく相違する。

したがって、両者商標は類似しない。また商標全体を比較した場合でも、需要者らの注意は「ジェット」「ジェッタ」に向けられるので、類似しない、と結論した。

一見、筋の通った理屈のように見えるが、あまりに技巧的な判断手法であり、商標の現実をご存じない裁判官としか思われぬ。

まず「ジェット」を要部であると認定するが、「ジェット」については小売商標であるものの、原告商標の指定商品と類似する第35類「薬剤の小売り」について商標「JET」が第5801455号として登録されている。つまり、「抗菌ジェット」の要部が「ジェット」であるならば、この小売商標は登録されなかったはずである。

また「01B01」について「?ジェット」の称呼を含む商標は231件ヒットするが、登録例をみると、「クールジェット」「ハエ・カ ジェット」「シロアリジェット」「消臭ジェット」「速攻ジェット」「冷凍ジェット」「冷感ジェット」などが並存登録されている。

これらの事実は、需要者が「抗菌剤」をはじめとする「薬剤」を購入しようとする場合、判決のような「ジェット」の部分のみを分離抽出する要部判断をすることはあり得ず、常に「クールジェット」や「冷感ジェット」のように、商品名全体を称呼し認識することを意味しているのである。

であるから、本件において類否を比較すべきは商標全体の「抗菌ジェット」対「抗菌ジェッタ」なのであり、ともに7音構成における語尾音「ト」「タ」の相違であり、先行する商品「抗菌ジェット」が存在する状況において、「抗菌ジェッタ」が販売された場合、「抗菌ジェッタ」という語が耳慣れないため、これを「抗菌ジェット」と聞き間違え、見間違うこともあるかも知れない。この点を判断するのが判決の使命であった。

判決がこのような技巧的な判断を行なったのは、被告側の主張に則ったためであるが、原告としても、このような被告の主張に対して、取引の実情として「抗菌ジェット」全体で需要者は商品を認識することを、他社商品や他社商標をたくさん引用するなどして、丁寧に詳しく反論するべきであったろう。

原告、被告どちらの主張を採用するか裁判官の自由心証ではあるが、社会において商標がどのように認識され、機能して行くかは、商標の基本的な事柄であるので、裁判官にもそのような商標感覚、素養を身につけて頂きたいものである。

○極真事件

東京地裁 H28.6.30 H27(ワ)20338 商標権侵害行為差止等請求事件(沖中康人判長)

第41類「空手の教授」外についての登録商標「極真」「極真空手」「極真会館」等の商標権者である原告A及び(有)マス大山エンタープライズが、同じく極真空手を主催する被告株式会社国際空手道連盟極真会館(以下、被告極真会館)に対して、商標権侵害として被告商標の使用差止めと損害賠償を求めた事案であ

る。

極真空手については、創始者大山倍達氏の死後、弟子たちはいくつかの会派に分かれて極真会館の名の下に活動を続けていたが、やがて分裂騒動となった(ウィキペディア「極真会館」参照)。

これに商標権が絡み、商標権侵害事件へと発展したのである。

極真会館に関する商標事件には先例があり、大阪地裁では、団体の一会派の代表者(本件被告極真会館の代表者 B)が自己の名義で取得した登録商標「KYOKUSIN」「極真会館」に基づき、他の分裂した会派の商標の使用差止めを求めることは権利の濫用であると判断されている(H15.9.30 H14(ワ)1018)。これについては、「最新判例からみる商標法の実務」(2006 青林書院)(P288)を参照されたい。

大阪地裁における原告商標権者は本件被告極真会館の代表者 B であり、B の商標権が公序良俗違反として無効審判により消滅した後、本件商標が大山倍達氏の遺族である本件原告 A の名義によって商標登録された。

したがって、当事者の立場は異なるが、本件の争点も権利濫用の成否である。

被告極真会館側は、大阪地裁の先例を引用して、極真会館の総裁たる地位は一身専属的で世襲制ではなく、本件原告 A は、極真会館の事業活動に一切関与していなかったため、極真会館の総裁たる地位が A に帰属することはないと主張した。

他方、原告らは、大阪地裁の先例が当てはまらない理由として、先例における商標権者(原告)であった本件被告代表者 B が極真会館の後継者であるとの根拠はなかったからであると反論し、本件における原告 A は、大山倍達氏の権利義務を単独で承継した相続人であり、後継者であると主張した。

なお B には、B を後継者として危急時遺言が作成されていたが、東京家庭裁判所は、本件遺言が大山倍達氏の真意に出たものと確認することが困難であるとして、遺言の確認申立てを却下している。

而して判決は、極真商標が周知性、著名性を形成、維持、拡大してきたことには、大山倍達氏の生前から死後に至り、長年にわたって極真空手の教授や空手大会を開催してきた B 支部長や被告極真会館の大きな寄与があったことを認め、他方、原告 A については、大山倍達氏は後継者を指名せずに死亡し、極真会館においても総裁たる地位の決定や承継に関する規定はなく、また世襲制もないので、原告 A は大山氏の後継者であるとは認められないとした。

その結果、原告らは極真会館を称して極真空手の教授等を行なう複数の団体の一つにすぎず、同様に被告らもそれら団体の一つにすぎないとした。

加えて判決は、原告らは、大山氏の死後、B 及び被告が国内外で極真商標を使用して大規模に極真空手の教授等を行っていたことを認識しながら、合理的な理由もなく早期に本件商標を登録出願しなかったため、原告らが、被告に対して極真商標の使用を禁止することは、権利の濫用に当たるとした。

判決によると、結局のところ、極真商標は特定の個人や団体に帰属する性質のものではなく、各流派において正当に認められて極真空手を指導教授する者が使用できる商標ということになるようであるが、例えば一時期において極真空手を学び、その後特定の道場流派に属せずに、独自に極真空手の道場を開設した者は、何の断りもなく極真商標を使用することができるのであろうか。

その者が教授する空手が極真空手と言えるものである場合、「極真」の語は使用せざるを得ないであろうが、正当な流派から離脱している以上、たとえば被告極真会館などは、そのような無断の使用を放置することはできないと思われる。

商標権が認められないのであれば、不正競争防止法ということになるが、極真商標の周知性に被告極真会館が寄与したものとはいえ、その利益が被告極真会館のみに帰属するものではない以上、不競法によっても使用禁止を求めることはできないのかも知れない。もちろん、その者の使用が、被告極真会館の出所と混同を生ずるようなものであれば、不競法による救済は可能なのかも知れない。

商標とは一体誰のものか、とつくづく考えさせられる次第である。